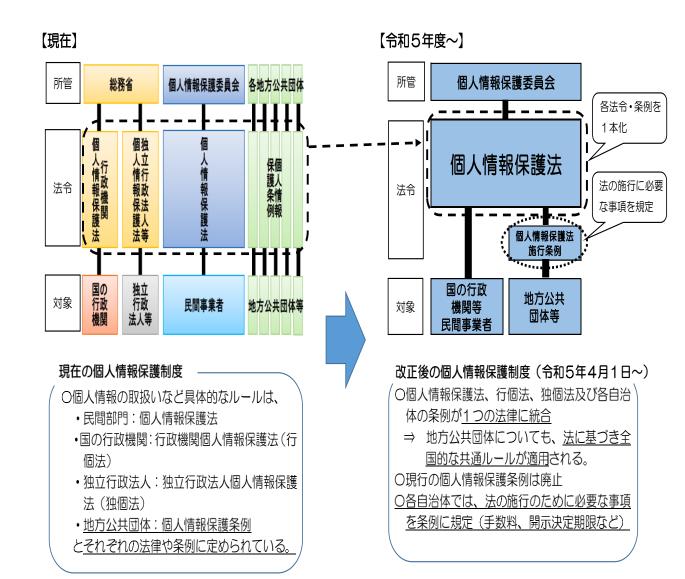
# 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)の概要

# 1 背景

個人情報の保護に関する法律(改正後の同法を以下「改正法」といいます。)の改正により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び各地方公共団体の個人情報保護条例が改正法に一本化され、帯広市の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から改正法に基づく全国的な共通ルールが適用されることとなります。

### 2 趣旨

現行の帯広市個人情報保護条例を廃止するとともに、改正法から委任された事項や条例で定めることが許容された事項について検討し、改正法の施行に必要な事項を定める条例(以下「新条例」といいます。)を新たに制定しようとするものです。



# 3 新条例の規定内容等

帯広市では、法改正に伴い、検討が必要な項目について、帯広市情報審査会に諮問し、その答申を踏まえ、 次のとおり考え方を整理しました(詳細は別紙のとおり)。

## (1) 新条例に規定する事項

- ① 開示請求における手数料について
- ⇒ これまでどおり、手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当の負担のみとします。
- ② 不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について
- ⇒ これまでどおり、開示することとします。
- ③ 開示請求の決定・延長期限について
- ⇒ これまでどおり、開示決定及び延長可能な期限をそれぞれ15日以内とします。
- ④ 市の審査会への諮問について
- ⇒ これまでどおり、必要に応じて帯広市情報審査会から意見を聴くことができることとします。
- ⑤ 個人情報保護制度の運用状況の公表について
- ⇒ これまでどおり、市独自の公表を行うこととします。

#### (2) 改正法に合わせて他の条例を整理する事項

- ① 帯広市情報公開条例の非開示情報について(公共安全情報及び国の安全等に関する情報)
- ⇒ 改正法に合わせ、情報公開条例の規定を整理します。

## ※ 参考

#### ア 改正法のとおり運用する事項

- ① 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について
- ⇒ 改正法に合わせ、個人情報ファイル簿(※1)に一本化します。
- ② 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限について
- ⇒ 改正法に合わせ、訂正請求等の決定及び延長可能な期限をそれぞれ30日以内とします。

# イ 今後必要に応じて検討する事項

- ① 行政機関等匿名加工情報(※2)の利用に関する提案募集制度について
- ⇒ 今回は制度の導入を見送り、導入の要否等について継続的に検討していきます。
- ② 条例要配慮個人情報(※3)の内容について
  - ⇒ 今回は規定を設けないこととし、必要に応じて検討していきます。

# 4 今後の予定

令和4年11月 総務委員会に骨子案を報告

11月~12月 パブリックコメントの実施

令和5年 1月 総務委員会にパブリックコメントの結果等を報告

3月 3月議会に条例案を提案

4月~ 条例の施行

- ※1 個人情報ファイル(記録される本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上のものに限る。)ごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載したもの
- ※2 特定の個人を識別できないように加工し、個人情報を復元できないようにした情報
- ※3 要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの記述等が含まれる個人情報)以外の個人情報で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定めるもの